

会 議 録

会 議 名 (審 議 会 等 名)		平成29年度第2回川西市障害者施策推進協議会	
事 務 局 (担 当 課)		健康福祉部 福祉推進室 障害福祉課 内線(2657)	
開 催 日 時		平成29年7月5日(水)午後2時00分～午後3時10分	
開 催 場 所		川西市役所 5階 503会議室	
出 席 者	委 員 (敬 称 略)	安田会長、扇田副会長、津田委員、秋山委員、植田委員、森寺委員、寺田委員、中谷委員、木村委員、今村委員、喜谷委員、西垣委員、西中委員、佐々木委員、蒲原委員	
	そ の 他	(欠 席 委 員) 福島委員、宮坂委員、上霜委員	
	事 務 局	根津健康福祉部長、岡本福祉推進室長、福丸障害福祉課長、斎藤障害福祉課長補佐、竹下	
傍 聴 の 可 否		<input checked="" type="checkbox"/> 可 ・ 不可 ・ 一部不可	傍 聴 者 数
		0人	
傍 聴 不 可 ・ 一 部 不 可 の 場 合 は 、 そ の 理 由			
会 議 次 第		1. 開会 2. 協議事項 (1) 「(仮称)第7次川西市障がい者福祉計画」の策定について (2) 「(仮称)第7次川西市障がい者福祉計画」の策定にかかるワークショップの実施について 3. その他 4. 閉会	
会 議 結 果		別紙のとおり	

審 議 経 過

開 会 (午後 2 時 0 0 分)	
会長	<p>ただ今から「平成 29 年度第 2 回川西市障害者施策推進協議会」を開会いたします。まず、委員の出欠をご報告いたします。</p> <p>ただいまの出席委員は 15 名でございます。福島委員、宮坂委員、上霜委員につきましては、追ってお見えになるものと思っております。</p> <p>それでは、本日の「協議事項」に移ります。まず、第 1 項目目の「『(仮称) 第 7 次川西市障がい者福祉計画』の策定について」であります。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>説明に先立ちまして、資料の確認をさせていただきます。机の上に「資料 1 - 1 『(仮称) 第 7 次川西市障がい者福祉計画』策定の基本的な考え方について』という 2 枚ものの資料、「資料 1 - 2 障害者総合支援法・児童福祉法の改正について」というこちらも 2 枚ものの資料、「資料 2 『(仮称) 第 7 次川西市障がい者福祉計画』策定にかかるワークショップの実施について(案)』という 3 枚ものの資料をお配りしております。資料は事前に送付させていただいておりましたが、一部修正がございましたので、机にお配りした資料をご参照いただきますようお願いいたします。</p> <p>それでは、説明に入らせていただきます。「資料 1 - 1」をご覧ください。</p> <p>第 7 次障がい者福祉計画の策定に当たりまして、基本的な考え方を事務局として整理いたしましたので、ご説明させていただきます。</p> <p>まず、「1 . 基本理念について」です。</p> <p>現在の第 6 次計画では、「障がい者一人ひとりの誇りあるまちづくり」を基本理念と定め、その実現をめざし、三つの基本目標を柱に、各施策の展開を図っております。</p> <p>今般策定いたします次期第 7 次計画では、この計画が中長期的な視点に立った障がい者施策の基本計画としての位置づけを明確にするため、計画期間を 6 年間に延長することを踏まえまして、基本理念の見直しを行いたいと考えております。</p> <p>見直しに当たりましては、政策形成過程への市民の参画と協働を進める観点から、市民ワークショップの手法により、計画全体の方向性を定めていただきたいと考えております。</p> <p>ワークショップの実施方法などにつきましては、後ほど、「協議事項 2」で詳しくご説明させていただきます。</p> <p>次に、「2 . 計画の背景」です。</p> <p>現在の計画期間中の法改正等の状況でございますが、平成 28 年 4 月 1</p>

審 議 経 過

日に障害者差別解消法が全面施行され、同年8月1日には、改正発達障害者支援法が施行されております。

また、本年5月26日には、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部改正法が成立しており、来年4月1日には、この改正法の内容も含む、改正障害者総合支援法と改正児童福祉法が施行されることになっております。

第7次計画では、これら法改正の内容を踏まえて策定していく必要がございます。障害者総合支援法と児童福祉法の主な改正内容につきましては、後ほど、ご説明いたします。

次に、「3. 計画の策定方針について」でございます。

第7次計画は、次のような方針に基づいて策定したいと考えております。

1点目、計画は、障害者基本法に基づく障害者計画、障害者総合支援法に基づく障害福祉計画、児童福祉法に基づく障害児福祉計画を一体的に策定いたします。

2点目、市民ワークショップを通じて定めた計画全体の方向性を示す基本理念に即して、国の定める「障害者基本計画」や県の定める「ひょうご障害者福祉計画」との整合を図りつつ、アンケートで把握した障がい者の現状や課題、ニーズを踏まえた基本目標を設定いたします。

3点目、現行計画の達成状況やアンケートの分析結果を踏まえ、重点的に取り組む「重点施策」を設定いたします。

4点目、かねて本協議会におきましても、計画の評価方法が明確でないといったご意見を頂いておりましたことを踏まえまして、計画の達成状況を評価することができるよう、評価指標を設けてまいります。

5点目、各サービスの見込量につきましては、的確な現状把握に基づき、アンケートにより把握した潜在的なニーズも踏まえ、算出してまいります。

6点目、参画と協働のまちづくりの観点を踏まえ、市民、事業者、NPO、当事者、市など、関係者ごとの役割を明らかにいたします。

7点目、本市の最も上位の計画である「第5次川西市総合計画」の後期基本計画のほか、地域福祉、高齢者福祉、児童福祉など関連する計画との調和を図ってまいります。

8点目、計画書は、ユニバーサルデザインの原則に基づき、誰もが読みやすい計画書となるよう努めてまいります。

2枚目をご覧ください。「4. 計画書の構成案」でございます。

左側が、現行の第6次計画の構成、右側が、現時点での第7次計画の構成案でございます。下線を付した部分は変更を予定している箇所でございます。

審 議 経 過

主な変更点といたしましては、第2章につきまして、先ほど基本方針でもご説明いたしましたように、的確な現状把握に基づく計画策定を行う観点から、「現行計画の進捗状況と成果」や「障害福祉サービス等の利用状況」について新たに記載するとともに、ワークショップの実施概要を記載いたします。

また、第3章では、「計画の推進体制」という1項を追加し、計画の進捗に関する評価の方法や、関係者ごとの役割分担などについて記載いたします。

第4章では、基本理念に即して定める基本目標にそって、計画に位置づける施策の内容を記載いたします。基本目標は、市民ワークショップで話し合われた基本理念を踏まえ、今後検討してまいります。

第5章は、平成30年度から32年度までの3年間を計画期間とする第5期障がい福祉計画の内容を記載いたしますけれども、第6次計画で記載していました計画の基本的な考え方や計画期間につきましては、三つの計画を一体的に策定するという基本方針を踏まえまして、第1章でまとめて記載することといたします。

また、第6章は、新たに策定する第1期障がい児福祉計画の内容を記載いたします。

以上が、事務局として整理いたしました、第7次計画策定に当たっての基本的な考え方でございます。

次に、「資料1-2」をご覧ください。

障害者総合支援法及び児童福祉法の主な改正内容でございます。

まず、障害者総合支援法では、1点目といたしまして、自立生活援助の創設がございます。これは、施設入所支援又は共同生活援助を利用していた者等を対象として、居宅における自立した日常生活を営む上での問題について、一定の期間にわたり、定期的な巡回又は随時通報を受け、当該障がい者からの相談に応じ、必要な情報提供や助言等の援助を行うサービスを新設するというものです。

2点目としましては、就労定着支援の創設です。これは、就労移行支援等を利用して通常の事業所に新たに雇用された者について、一定の期間にわたり、当該事業所での就労の継続を図るために必要な事業主、障害福祉サービス事業者、医療機関等との連絡調整等の援助を行うサービスを新設するものです。

3点目といたしましては、重度訪問介護の訪問先の拡大でございます。日常的に重度訪問介護を利用している最重度の障がい者であって、医療機

審 議 経 過

関に入院した者について、入院中の医療機関において一定の支援を受けることができるようにするというものです。

4点目は、高額障害福祉サービス等給付費の支給対象の拡大です。これは、障害福祉サービスから介護保険サービスに移行するに当たって、新たに利用者負担が生じることへの対応として、65歳に至るまで相当の長期間にわたり一定の障害福祉サービスを利用してきた者であって、引き続き障害福祉サービスに相当する介護保険サービスを利用する場合に、所得の状況や障がいの程度等の事情を勘案し、当該介護保険サービスの利用者負担を軽減（償還）する仕組みを設けるというものです。

5点目の補装具費の支給範囲の拡大（貸与の追加）は、成長に伴って短期間での交換が必要となる障がい児や、障がいの進行により短期間の利用が想定される場合など、「購入」より「貸与」の方が適切と考えられる場合に限り、「貸与」の活用を可能とするものでございます。

6点目は、共生型サービスの創設です。これは、障害福祉サービスから介護保険サービスに移行する場合に、これまで利用していた障害福祉サービス事業所とは別の介護保険事業所を利用しなければならない場合があるといった問題への対応として、高齢者と障がい者（児）が同一の事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障がい福祉両方の制度に、新たに共生型サービスを位置づけるというものでございます。

次に、児童福祉法の主な改正内容でございます。

1点目は、居宅訪問型児童発達支援の創設です。これは、重度の障がい等により、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な者について、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導等の支援を行うサービスを新設するというものでございます。

2点目は、保育所等訪問支援の支援対象拡大で、乳児院や児童養護施設に入所している障がい児を対象者として追加するものです。

3点目は、医療的ケアを要する障がい児に対する支援です。これは、人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的なケアが必要な障がい児が、適切な保健、医療、福祉等の支援を受けられるよう、自治体において、これらの支援を行う機関との連携促進に努めなければならないことが規定されたものでございます。

4点目は、障害児福祉計画の作成です。すでにご説明しておりますとおり、厚生労働大臣は、障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針を定め、市町村及び都道府県は、当該指針に即して、障害児通所支援等の種類ごとの必要な量の見込みや提供体制の確保に係る目標等を定める障害児福祉計画を新たに策定することとされたものでございます。

審 議 経 過

	<p>なお、これらの改正は、平成30年4月1日に施行されますが、児童福祉法の改正内容のうち、医療的ケアを要する障がい児に対する支援に関する項目は、平成28年6月3日に施行されております。</p> <p>以上で、「(仮称)第7次川西市障がい者福祉計画」の策定についての説明とさせていただきます。</p> <p>よろしくご協議くださいますようお願いいたします。</p>
会長	<p>ただいまの説明につきまして、みなさんの方で、ご意見、ご質疑がございましたらお願いします。</p>
委員	<p>児童福祉法関係のところの(1)日常生活における基本的動作の指導等の支援を行うサービスとは、OT、ST、PTを含んでいるのでしょうか。現在、市の中でも社協の方をお願いしている部分があるんですけども、人数が足りなくて回っていない状態で、順番も1年待ちということもあるんですけども。</p> <p>(3)医療的ケアを要する障がい児に対する支援としては具体的にどういう機関を考えているのか、教えていただけたらと思います。</p>
事務局	<p>まず1点目の居宅訪問型児童発達支援の創設ですけれども、事業所の人員配置によりまして、どのようなサービスが提供できるかということとは異なってまいります。現在の保育所等訪問支援の場合、専門職を派遣している事業所もあれば、一般の保育士であるとか、障がい児施設での指導経験を有する指導員の派遣を行っている事業所等様々ございますので、必ずしも専門職の派遣が全て受けられるということではないと思います。ただ、事業内容としてはそういうものも含まれると認識しております。</p> <p>それから、医療的ケアを要する障がい児に対する支援ですけれども、連携促進というのは、何らかの協議の場を設けるなどの方法で、関係する機関との連携を図っていきたいと思っております。今のところ、障がい者自立支援協議会が活用できるのではないかと考えております。また、これとは別に、前回の協議会でご説明しましたけれども、平成32年度末までに各市町村で医療的ケアを要する障がい児に対する支援を実施することのできる児童発達支援事業所、あるいは放課後等デイサービス事業所を確保することがこの基本方針で定められております。これにつきましては、別途こういった形で市内で確保することができるかというのは、第1期障がい児福祉計画の中で具体化を図っていきたいと考えております。</p>

審 議 経 過

会長	他にございませんか。
委員	「４．計画書の構成について」の第３章の「３．計画の推進体制」が設けられているんですけども、これはどういった内容を記載するのでしょうか。
事務局	計画の推進体制にどのようなことを書き込むかということなんですけれども、今のところ想定していますのは、計画の中で目標も含めて色々な施策を位置付けていくわけですけども、それをどのように具体化していくか、実行していくかということについて、進捗状況の把握であるとか、あるいは評価をどのような形でしていくかということ、ここに記載することを考えております。もう１点は、計画の策定方針のところ、公的なサービスだけではなくて、インフォーマルなサービスも含めて障がいのある人を支援していく必要性が、今後より高くなっていくというふうに考えているんですけども、そういったそれぞれの役割分担をここで記載できればと考えております。
会長	他にございませんか。
委員	総合計画と、地域福祉計画の年度を教えてください。その２つの計画と障がい福祉計画の関係について教えてください。
事務局	総合計画につきましては、前期の５年間の計画が今年が最終の年度になっておりまして、来年の平成３０年度から３４年度までの５年間で後期基本計画の期間となっております。地域福祉計画につきましても、同じ５年間で計画期間となっておりますので、今年が見直しの年となっております。それぞれの計画との関係ということなんですけれども、最上位に総合計画がございます。その福祉分野の実施計画的な位置付けを持っているのが、地域福祉計画というような関係性でございます。また、地域福祉計画の下位に障がい福祉分野の分野別の計画として、障がい者福祉計画が位置付けられているという関係性でございます。
委員	同時に、総合計画も地域福祉計画も作成されているという状況かと思いますが、相互に関係があることは明らかだと思うのですが、総合計画で作っているビジョンが障がい者福祉計画にも影響を与えるというような方向で考えているのか。それともボトムアップ式というか、個別の事情

審 議 経 過

事務局	<p>を勘案して総合計画が作成されていくというプロセスになっていくのか、あるいは双方向性を確保しているのか。毎回のことだとは思いますが。</p> <p>総合計画の後期基本計画の方が、少し策定スケジュールとしては先行しております。基本的には、総合計画に即してそれぞれの分野別計画は作成されていくものと考えておりますけれども、総合計画は市政全般について大きな方向性を決めるものでございますので、もちろんそこに全てが盛り込めるわけではございませんので、概念的なものかと思っております。ただ、総合計画の中でも、今後5年間で障がい者施策として実施していきたい内容というのは盛り込んでいく予定ですので、それをより具体化した内容が、地域福祉計画や障がい者福祉計画に落とし込まれていくと考えております。</p>
委員	<p>意見としては、通常のあまり変化のないような計画の推敲ということであれば、淡々とそれぞれが持ち場をやっていくということになると思うんですね。ところが、今色々な変化が求められている時期の中で、計画も先取りするようなビジョンが示されていくという、ワークショップというのはそういうことが意図されていると思うのですが、その場合に、ドラスティックな変化、例えば障がい者福祉計画でも就労支援が随分と重要なポイントとして出てきています。川西市の産業構造とも関連してくると思いますが、これは障がい者福祉計画だけではとても手に負えない部分だと思うわけですね。大きな枠組みに変化を与えるというのは、どのようなプロセスを考えればいいのかということについて伺いたいのですが。</p>
事務局	<p>計画の策定そのものは、ほぼ同時並行で進んでおりますので、ご意見にありましたような大きい変化を、この障がいの計画の中だけではなくて市の計画全体に反映していく必要がある場合には、その内容を担当課から総合計画の担当部署の方に意見を上げていくと。そこでできる限り反映していくということになってまいります。双方の計画である程度時期を合わせまして進めてはおりますけれども、やや前後関係は生じておりますので、ご意見をいただく中で反映できない内容はでてくるかと思えます。できる限り反映してまいります。</p>
会長	<p>他にございませんか。</p>
委員	<p>第7次障がい者福祉計画は、平成30年度から35年度までの6年間で</p>

審 議 経 過

事務局	<p>すが、30年度から施行される法律も組み込まれるのか。法律自体も2月から3月にならないと詳細なことが出てこない。それを今回の長期の計画に組み込む難しさを感じるのですが、どうお考えでしょうか。</p> <p>ご指摘のとおりでございます。法改正の内容は今後政令や省令で具体的なことが決まってくるのが年末から年明けにかけてというのが、これまでの通常の例でございます。今回6年に延ばすということとの関連ですけれども、3つの計画を一体的に策定するとご説明させていただきましてけれども、個々のサービスの見込量等を定める障がい福祉計画や障がい児福祉計画は、法令で3年間と期間が決まっておりますので、その部分については3年間の見込みをしていくということになります。障がい福祉計画の2期分が、全体の計画の6年間に相当するというイメージでございます。ただ、先ほどもご指摘のありましたとおり、詳細が判明するのが年度末ということで、前回もそうだったのですが見込量の算出が非常に難しいというのは、率直に申し上げてあります。詳細が分からないために、見込量が大きくなりすぎてしまうということは想定されますが、必要に応じて計画期間中でも、あまりにも差が大きい場合には見直しを行っていくということ是可以可能ですので、それも含めて考えていきたいと思っております。</p>
会長	<p>他にございませんか。</p>
委員	<p>共生型サービスの創設で、高齢者と障がい者が同一の事業所でサービスを受けやすくするという事は、障がい者の方が生活介護事業を受けられていて、65歳以上になっても介護保険ではなく、障がい者の生活介護事業が受けられるということでしょうか。</p>
事務局	<p>制度としては、障害福祉サービスに相当する介護保険サービスが利用できる場合は、介護保険サービスが優先的に適用されるということ自体は変わりませんので、受けられるサービスは生活介護を利用されていた方であれば、基本的には介護保険の通所介護の方に移行するという事自体は変わりません。ただ、今は障害者総合支援法と介護保険法とでそれぞれ事業所の指定基準が別々に定められておりますので、別々に指定を受けていらっしゃるという形になりますので、生活介護の施設は生活介護の指定しか受けていない。通所介護の事業所は、通所介護の指定しか受けていないというのが通常でございます。従って、65歳になって介護保険に移行すると、今まで通っていた施設には通えずに、別の介護保険の施設に通わない</p>

審 議 経 過

	<p>といけなくなるという問題が生じているというご指摘があったということで、その点を改善するというのも目的の1つとして、この共生型サービスが新たに作られることになったんですけれども、これは1つの事業所が障がい者の制度と、介護保険の制度と両方の指定を受けることができるという内容です。今通っていらっしゃる生活介護の施設が、介護保険法の通所介護に相当する共生型サービスの指定を受ければ、障がい福祉の指定と介護保険の指定と両方を同じ事業所が受ければ、65歳になっても同じ事業所に通い続けることができるという法改正の内容になります。</p>
<p>会長</p>	<p>他にございませんか。</p>
<p>委員</p>	<p>国は、生活介護を65歳で切らなくても、状況に合わせてそのまま65歳以降でも使っても良いという話がありますよね。他市では65歳以上でも生活介護を利用しているという現状がある中で、川西市は今後もこの計画は変えない方向でしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>国が通知等で示していますのは、一律に移行、優先適用することのないようにという内容です。障がいのある人の状況であるとか、施設で受けているサービスの内容によって、引き続き障害福祉サービスの支給が必要な場合は、障害福祉サービスを支給することができるという内容ですので、個別の判断になると考えております。その点については、これまでもこれから変わるものではないと考えております。</p>
<p>委員</p>	<p>個別の状況に応じて相談できると受け止めさせていただいてよろしいですか。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい。</p>
<p>会長</p>	<p>他にございませんか。今色々なご意見をいただきまして、計画を策定する際に総合計画や地域福祉計画、社協の推進計画等さまざまな計画との関連を考えて作ってもらうということが大切ですので、留意してもらいたいと思います。</p> <p>他にご質疑等もないようですので、1項目めの「『(仮称)川西市障がい者福祉計画』の策定について」の協議は以上で終わります。</p> <p>次に、2項目めの「『(仮称)川西市障がい者福祉計画』の策定にかかるワークショップの実施について」に移ります。事務局の説明を求めます。</p>

審 議 経 過

事務局	<p>協議事項2「(仮称)第7次川西市障がい者福祉計画」の策定にかかるワークショップの実施について、ご説明させていただきます。</p> <p>「資料2」をご覧ください。まず、1ページ目のワークショップの主旨についてご説明させていただきます。</p> <p>障がい者福祉計画を策定するにあたり、障がいのある方またはその家族、障がい者団体、一般市民などさまざまな立場の人の生の意見を計画に反映できるようワークショップの開催を企画しました。</p> <p>障がい者福祉計画の策定にあたっては、障がいのある人もない人も、分け隔てなく暮らすことのできるまちづくりを進めていくため、川西市に住むさまざまな立場の人々が、ともに考え、話し合いながら計画を作りあげていく、協働の考え方が重要となります。</p> <p>また、今回の第7次計画では、計画期間が3年間から6年間へ変更となるため、より中長期的な視点に立った計画づくりを進める必要があります。</p> <p>今回のワークショップでは、「未来の川西市はこうなっていたらいいな」という障がい者にとっての6年後の川西市のありたい姿、未来像について話し合っていたり、計画全体の方向性・基本理念を検討していただきたいと考えております。</p> <p>また、ワークショップでは、障がいのある方やそのご家族をはじめ、市内の障がい者団体、障害福祉サービスを提供している事業者、ボランティア団体、障がい者福祉に関心がある市民などの参加を考えておりますことから、この機会を利用して、各活動団体同士、事業者同士の情報交換や、活動団体や障がいのある当事者、一般参加者との相互交流を図ることも目的としております。</p> <p>「2.ワークショップの位置付け」についてです。</p> <p>今回のワークショップは、アンケート調査で抽出した課題を踏まえて、計画全体の方向性を検討していただくという位置づけとして考えております。ワークショップで話し合っていたいただいたことをもとに、計画全体の方向性・基本理念を設定し、さらにアンケート調査で抽出した課題へフィードバックして、重点的に取り組む「重点施策」を設定したいと考えております。</p> <p>「3.実施概要」についてです。</p> <p>ワークショップの開催時期についてですが、計画全体のスケジュール、素案の作成等を鑑みますと、事務局としましては、ここに書かせていただいているように、8月6日(日)に開催したいと考えております。場所は、市役所7階 大会議室と考えております。参加人数につきましては、全体</p>
-----	--

審 議 経 過

	<p>で20名から25名程度で、4から5グループに分けて進めたいと考えております。参加対象者につきましては、障がいのある方とその家族、障がい者団体、障害福祉サービスを提供している事業者、ボランティア団体、一般市民で、それぞれ4名から5名を募集させていただきたいと考えております。お話しいただくテーマとしましては、「6年後の川西市の未来像」とさせていただきます。</p> <p>「4.参加者の募集について」ですが、募集チラシは事務局で案を作らせていただきました。各障がい者団体や、社会福祉協議会に募集のご協力をお願いするとともに、各行政センター、市内の障害福祉サービス事業所、市内障害児通所支援事業所などに募集チラシを設置していただいて、参加の呼びかけを行う予定としております。また、ホームページへの掲載も予定しております。募集期間が少し短いということもありまして、委員の皆様にはお知り合いの中で障がい者福祉に関心がある方がおられましたら、ぜひご案内いただきますようお願いいたします。また、団体、事業者としてご参加いただけるメンバーのご推薦も併せてお願いできればと思っております。</p> <p>以上、「(仮称)第7次川西市障がい者福祉計画」策定にかかるワークショップの実施について説明を終わらせていただきます。よろしくご協議のほどお願いいたします。</p>
会長	<p>説明は終わりました。事務局の説明について、ご意見、ご質疑がございましたらお願いします。</p>
委員	<p>この大きなテーマで、2時間で25人を集めてというのはとても無理があると思います。おそらく主旨を説明して、一言ずつ何かテーマを与えて発言をしたら、それで終わってしまうくらいの感じですよ。通常こういう2時間であれば導入で、あと3日とか4日とかを本編に繋げていくというやり方をするのが良いのではないかと思うのですが、日程のこととか忙しい中でやることなので、そこまではいかないかなとは思いますが。その辺りの2時間でやるということの工夫というか、ちゃんとした議論になる、しかも6年後の川西市の未来像でしょう、こういう話になるための仕掛けをどういうふうにするかということについて、お聞かせいただけますか。</p>
事務局	<p>テーマがかなり大きいので、ご指摘のとおり正直心配しているところはありまして、集まっていたいたみなさんにご提示する資料を相当工</p>

審 議 経 過

<p>委員</p>	<p>夫しないといけないなというのは率直に感じています。例えば、1回目は情報共有、2回目に話をしていただくというようなやり方も考えられるとは思いますが、やはりそうしないと実のあるものにならないというご指摘であれば、実施方法を再検討するということも含めて考えさせていただきたいと思っております。ただ、ご指摘のとおり、最初のファシリテーター側からの情報提供の仕方というのが、限られた時間内で目的を達成するためには相当大切だということは十分認識しております。</p> <p>考えていただくしかないとは思いますが、短時間であればある程、ファシリテーションが非常に重要になってきます。話を出していただきたい内容のイメージというのは、例えばどういうことなんでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>これまでの障がい者計画でもそういう位置づけをしていたんですけれども、「障がいのあるなしに関わらず住みやすいまち」というのが目指す形だろうと。そのためにどういったことが必要か、ということが協議の材料になるのではないかというイメージは持っております。その中で、計画の最終年度にはどういうふうになっていけば良いのか、ということに話し合いが展開していけばこの基本理念に繋がっていくのかなというイメージなんですけれども、あくまでもイメージですので、もしこのような情報提供が良いのではないかとといったご指摘があれば、教えていただければありがたいと思っております。</p>
<p>委員</p>	<p>おそらく障がいのある方たちでここに来ようという方達は、なんらかの個別具体的な課題とか要求を持ってこられる可能性が高いと思います。その要求を一つずつ聞き出していくということに焦点があるのであれば、ワークショップという言葉を使うのが良いのかどうか分かりませんが、短時間でそれなりの話は聞けると思います。それを総合したところで、6年後の川西の未来像という話には多分ならないでしょう。例えば川西能勢口の駅前に立ってみて、どういう風にしたらこの町がもっと住みやすくなったとか、好きになったりするかという話をするなど、そういう共通のインパクトの強いテーマが与えられた時に初めて未来像が語られていく気がします。申し上げているのは、個別具体的な話をすれば良いとお考えなのか、又は、もっと高所に立った未来像のところを話を持っていくような工夫をされるのかということだと思いますが、どうでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>個別具体的な課題をおっしゃっていただくということも当初は考えたの</p>

審 議 経 過

	<p>ですが、どのようなことに日常の社会生活で困難を持っていらっしゃるかというのは本当に様々だと思っております。そういった中で、限られた出席者の個別具体的な困難な状況を聞き取るだけで、計画全体の例えば現状把握みたいな形にしてしまうのは少し乱暴なのかなという思いも一方にはあります。そういう形ではなく、障がいのある方だけではなく、障がいのある人と関わりを持っている人や、今まであまり関わりがなかった人も含めていろんな方が一堂に会することで、この町の将来の姿をみんなでイメージしていただく方が計画に役立てるという意味では有益かなという発想がありまして、今回のテーマ設定をさせていただいたところです。これはあくまでも事務局としての案ですので、皆さまからこんな風なテーマで話した方がよい、というようなご意見がありましたら見直しはいくらでもできますので、ご意見をいただければと思います。</p>
<p>委員</p>	<p>川西市の障がいのある人たちが主体的に考えていくテーマというのが何かあるはずですが、テーマをどういう形で出していくのか。本来だったらそこに集まった人達が、自らテーマを作っていくというのが良いやり方と言われてはいますが、時間的に難しいようであれば、テーマというのは、いろいろな個別具体的なことも全部集約されたような大きなテーマということなんですけどね、そういうようなテーマをこの委員会の中で出していく。どういうテーマを提供したら、みんなが参加して自分なりの意見を述べ合うことができるのかということ、川西にお住まいの方達がご自身でやっていくような仕掛けを一つ組み込んだ方がよいのではないかと感じました。</p>
<p>委員</p>	<p>ワークショップの位置付けのところ、アンケートを事前に実施されるんですね。具体的なアンケートの項目を知りたいのが一つなんですけれども。先週、保護者を対象にワークショップをやったんです。テーマは具体的に「車いすで出かける」というテーマで、その為に必要な施設であったりとか支援であるとか、具体的な意見交流だけでも2時間以上かかったんです。こういう漠然とした抽象的なテーマだったら、委員が言われるように時間が相当かかるのではないかと、まして結論など出てこないのではないかと、意見交流だけで終わってしまうことが危惧されるかなと思います。</p>
<p>会長</p>	<p>他にございませんか。</p>
<p>委員</p>	<p>今回の第7次障がい者福祉計画に、第1期障がい児福祉計画が入るとな</p>

審 議 経 過

事務局	<p>っているんですけども、参加対象者に児童は含まれていますか。対象者が全て「者」となっているんですけども。</p> <p>子どもは対象外というイメージではございません。お子さんと保護者の方が一緒に参加していただくということも含めて考えております。</p>
委員	<p>これだと発達障がいの方が意見を言う場として参加しにくいかなと思うのですが、発達障がいの方はまた別にこのような機会は設けられるのか、それはやはり時間的に難しいということになるのか。</p>
事務局	<p>どういうグループ分けで実施するか、やり方は色々あると思いますが、6年前の計画策定の時のワークショップは、各障がい種別毎に実施したというように聞いております。身体障がいと、知的障がいと、精神障がいの3区分で別々の日に実施したと聞いております。そういうやり方もあると思いますし、ただ、発達障がいだけを別枠でとなると、他の障がいとの兼ね合いはどうかという話も出てきますので、今回は全部を合わせてという考えです。</p>
委員	<p>障がい者の方に寄り添って、個人の個性を生かすようなプロジェクト、個性を語るとか、そういったような内容で集ったら楽しいお話ができるのではないかと思います。</p>
委員	<p>本当に2時間で可能なのでしょうか。時間が足りないのでは。</p>
計画作成補助 事業者	<p>ワークショップの概要、今のところ考えている方向性としましては、前半の時間でアンケート結果や川西市の現状といったところをお示しいたします。そのうえで、実際にグループワークに入っていただくわけですが、前半と後半に分けておりまして、前半で課題出し、参加された方々が普段の生活で困っていることを付箋に書いていただいて、模造紙に貼りつけていただきます。貼り付けた意見につきましては、グループ分けを行って、そのグループの方々がどのようなことで困っているのか可視化します。そのうえで、こういった課題に対してどうしていけば良い地域になるのかな、というところの意見を出していただいて、最終的にそれを総合した形が「6年後の川西市の未来像」といった流れを想定しています。</p> <p>さすがに今回のワークショップ1回だけで、がっちり固まるとは考えておりませんので、一意見としていただいて、ワークショップの中でいた</p>

審 議 経 過

会長	<p>いただいた意見をこちらで収集して、それを参考にしながら未来像を考えていくということを想定しております。</p> <p>今説明してもらったように、コーディネーターの人がこのような方向性でやっていきたいというのは分かりましたが、1回の時間ではかなり難しい。反対に、ワークショップをやって不満だけが残るということがあるんですね。言うのは言うが、結論が何も出ずに不満だけが残ってしまって終わるのであれば、意味がなくなってしまうから。その辺りのことを考えて、これからどうするかというのが大変に難しい。私もワークショップに色々なところで参加させてもらっていますが、2回か3回やって結論を出してきてやっているので、1回で結論までは難しいのでは。時間的な問題や場所の問題もあると思いますが、その辺りの難しさをもう一度考える必要がある。</p>
委員	<p>地域でも、福祉ネットワーク会議や福祉委員さんがワークショップをされて2回程参加しましたが、やはり2時間では終わらないですね。</p>
事務局	<p>3回4回と連続開催することが理想的とは考えておりますけれども、同じメンバーで日程を合わせて、それだけの回数に来ていただくということも難しい面があります。今回2時間では難しいというご意見を多くいただいておりますので、3時間に延ばすか、あるいは2時間で2回にするかといったところで、集約いただければその方向で調整していきたいと考えておりますが、いかがでしょうか。</p>
会長	<p>1回でやったら時間的に難しい、またコーディネーターに誘導されてしまうおそれがある。結論ありきで、その方向性に誘導されるという危険性があります。そういうことのないようにと思ったら、1回あるいは2回やっていかないと、市の考えていることが優先になってしまうから。やるのであれば皆さんの意見を聞くのが大事ですから、そういうことで言うと1回では難しいかなと。</p>
委員	<p>ご説明を伺って不安に思ったのが、最初はオープンクエスチョンで何でも言いたいことを言ってくださいというところからグルーピングして行って。計画を作っていくうえで、そういう辺り、当たり前かと思うところもあります。限られた時間でやる、しかも計画を本格的に協議するのはこの場所ですね。その題材を提供していただくという位置付けなわけです</p>

審 議 経 過

事務局	<p>から、もう少しあらかじめポイントを絞る方が良いのではないかと思います。ポイントが何かという点については、しっかり議論するべきだと思います。アンケート調査の結果なども見ながら、この場でその話をするというのは時期的なところでありますでしょうか。それとも、その会議なくワークショップという流れになりますでしょうか。</p> <p>今のところ想定では、次回の会議は9月中頃を考えておりまして、その時には計画の素案、ほぼ冊子になった形のものをご提示するようなイメージでスケジュール的には考えておりましたけれども、今回様々なご意見をいただいておりますので、ワークショップをするまでもう一度会議を設定するという事は可能でございます。日程的にはかなり早い時期に行わなければ後ろの予定もございまして、早急に日程調整を行う必要がありますけれども。</p>
会長	<p>このワークショップの件について、他にありませんでしょうか。</p> <p>他にご質疑等もございませんので、2項目めの「『(仮称)川西市障がい者福祉計画』の策定にかかるワークショップの実施について」の協議は以上で終わらせていただきます。</p> <p>以上で、本日の協議事項はすべて終わりました。次に、会議次第の3「その他」ですが、事務局から事務連絡をお願いいたします。</p>
事務局	<p>次回の会議ですが、ワークショップ前にワークショップでお話しいただくテーマを、この協議会でお話し合いいただくということでございましたら、日程調整をさせていただきますので、おそらく7月中にもう一回ということになると思いますが、その会議を行うかどうかをお諮りいただけますでしょうか。</p>
会長	<p>今説明のありましたように、ワークショップがあるまでもう一度協議会を開いていただければということですが、皆さんいかがですか。</p>
委員	<p>このスケジュールは後ろに延ばせないんですか。</p>
事務局	<p>前回お配りしたスケジュールは、そうでなければならぬと固まっているわけではありませんが、そうは言いましてもパブリックコメントを11月に予定しておりまして、この辺りはあまり大きく動かせないというのが正直なところです。他の計画との調整も図っていく必要がありまして、議</p>

審 議 経 過

委員	<p>会の方で議員の皆さんのご意見を聞く必要もありますので、そういった部分ではタイトであることは確かです。全然変えられないわけではありませんが、2、3か月後ろにということは難しいということでございます。</p> <p>どのくらいの余裕が見込まれているのかということを知りたかったです。少なくともワークショップをするのであれば2回くらいは最低必要だなと、現状の認識とか問題、課題。</p>
会長	<p>そのワークショップに向けて、この協議会を開いてもらってテーマや課題を聞くということですが、もう一度開くかどうか。</p>
事務局	<p>会議の場でお話しいただくか、後日こちらからテーマ等のご意見をいただく用紙をお送りして、そちらにご記入いただいております。という方法も可能と考えております。</p>
会長	<p>アンケート結果をもう少し分かりやすいものを用意してもらわないと、重複してしまう可能性もあるから。</p>
委員	<p>面白い企画ではあると思いますが、各界の代表のような方が来られますから、いつも市の方に陳情したり話し合いをしているような各界の希望を持っておられると思います。それぞれの団体の抱える問題を発言するでしょうし、福祉関係の事業者は利用者のことを発表するでしょうし、ボランティアはボランティアの抱える問題を話しているうちに、2時間はあっという間に過ぎてしまって、結局各界の発表を聞いておしまいになると思いますね。3時間も4時間もやるとだらけてしまって、中には居眠りする人もいるかもしれないし、これもまた難しい。時間さえ延ばせばいいというものではないから。最初は各界の意見ぐらいしか出ないだろうというくらいに考えを持たれて、2回3回と会は必要だと思います。これ1回で6年後の川西市の未来像なんて、漠然としていて何を話したらいいかわからない。やはり何回かは開いてもらわないといけない。その中で市に対する厳しい意見も出るだろうと、覚悟して開いて欲しいと思います。</p>
会長	<p>皆さんのご意見を聞いていて、日程調整は難しいであろうと。会長、副会長に任せていただいて、事務局と調整してもらって皆さんに連絡すると。協議会を開くのか、書類でやってもらうのかは事務局と話し合っ進めていきたいと思っておりますので、それでよろしいでしょうか。</p>

審 議 経 過

会長	<p style="text-align: center;">(「異議なし」の声あり)</p> <p>それでは、そのようにさせていただきます。</p> <p>以上で、本日予定しておりました議事は、すべて終了しました。</p> <p>これをもちまして、平成29年度第2回川西市障害者施策推進協議会を閉会いたします。</p> <p>どうも、ご苦労さまでした。</p> <p style="text-align: center;">閉 会 (午後3時10分)</p>
----	--